

住民票

()

U

編てつ
番 号

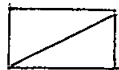
商業・経営支 援課長 副課長 組 合 担 当	起 因 日 平 29 . 6 . 22	文 書 番 号 9商 第377号	文書主任審査	公開状況
	起 案 日 平 29 . 6 . 22	文 書 分 類 商 - 1 - 7 - 2 (許 認 可)	浄書 (阪上)	
	決 裁 日 29. 6. 23	保 存 年 数 (永) 年 (年度まで)	校 合 (江村)	
	施 行 日 29. 6. 26	起 案 者 組合担当 阪上主事 (阪上)	公 印 (泉)	
			発 送 (山)	
			29. 6. 26 件名 目録登録	

件名	住民票の写しの請求について (中小企業等協同組合の設立に係る事前調査)
----	--

伺い 京都生コンクリート協同組合連合会の構成組合である4組合の役員の住民票の写しを(案)のとおりに請求してよろしいか。
 ・京都中央生コンクリート(協)、京都生コンクリート(協)、洛南生コンクリート(協)
 京都南生コンクリート(協)

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 26 日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

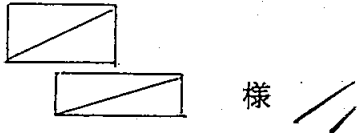
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
	【氏名】 【住所】
	【氏名】 【住所】
請求通数	各1通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 26 日



京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

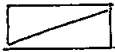
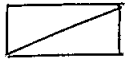
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等(機関の所在地)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 (電話) 075-414-4826 (FAX) 075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年6月6日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 6 日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

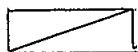
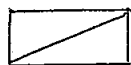
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等(機関の所在地)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 (電話) 075-414-4826 (FAX) 075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年6月26日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

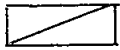
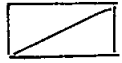
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 26 日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

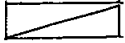
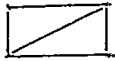
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
	【氏名】 【住所】
請求通数	各1通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等(機関の所在地)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 (電話) 075-414-4826 (FAX) 075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 26 日

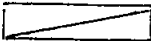
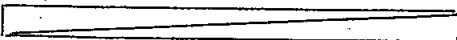


様 //

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

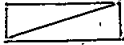
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課 //
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 // 【氏名】阪上 舞 //
請求に係る者	【氏名】  【住所】  //
請求通数	1 通 //
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者 //
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号 ^項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 // 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成 29 年 6 月 26 日



様 //

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

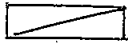
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞 //
請求に係る者	【氏名】 【住所】 //
請求通数	1 通 //
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者 //
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 4 号項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

(案)

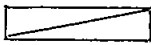
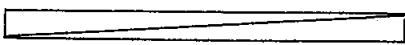
9 商 第 377 号
平成29年 6 月 26 日

 様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

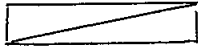
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】  【住所】 
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号 ^項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 26 日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等(機関の所在地)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 (電話) 075-414-4826 (FAX) 075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 26 日

様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

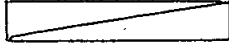
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号 項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成 29 年 6 月 26 日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

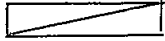
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
	【氏名】 【住所】
請求通数	各 1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 4 号項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 26 日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

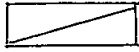
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 6 日

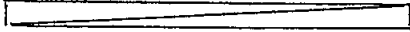


様 //

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長 //

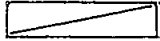
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課 //
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 // 【氏名】阪上 舞 //
請求に係る者	【氏名】  【住所】  //
請求通数	1 通 //
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者 //
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。 //
送付先等(機関の所在地)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 (電話) 075-414-4826 (FAX) 075-414-4870 //

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 26 日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

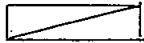
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 26 日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

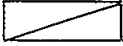
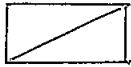
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
	【氏名】 【住所】
請求通数	各1通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 6 日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 26 日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等(機関の所在地)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 (電話) 075-414-4826 (FAX) 075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 6 日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

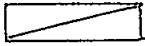
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
	【氏名】 【住所】
請求通数	各1通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等(機関の所在地)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 (電話) 075-414-4826 (FAX) 075-414-4870

(案)

9 商 第377号
平成29年6月6日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

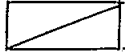
住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4号項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等(機関の所在地)	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 (電話) 075-414-4826 (FAX) 075-414-4870

(案)

9 商 第 377 号
平成29年 6 月 26 日



様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】 【住所】
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

商業・経営支援課		起因日 平 29 . 6 . 30		文書番号 9商第39号		文書主任審査 (印)		公開状況	
副課長 (印)		起案日 平 29 . 6 . 30		文書分類 商 - 1 - 7 - 2 (許認可)		浄書 (印)			
組合担当		決裁日 29 . 6 . 30		保存年数 (永) 年 (年度まで)		校合 (印)			
		施行日 29 . 6 . 30		公印 (印)		発送 (印)			
		起案者		組合担当 阪上主事 (印)		件名目録登載			
件名 住民票の写しの請求について (中小企業等協同組合の設立に係る事前調査)									

伺い：案のとおり請求してよろしいか。

前回の請求において、該当して回答があり、
連合会役員名簿上の住所において請求はあり。

(※)

9 商 第 号
平成29年6月30日

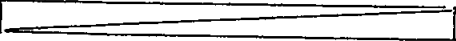


様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】  【住所】 
請求通数	※1通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第27条の2第4項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870

編てつ
番 号

商業・経営支 援課長 副課長 組合担当	起因日 平 29 . 6 . 28	文書番号 9商第385号	文書主任審査	公開状況
	起案日 平 29 . 6 . 28	文書分類 商 - 1 - 7 - 2 (許認可)	浄書	
	決裁日 29 . 6 . 28	保存年数 (永) 年 (年度まで)	校合	
	施行日 29 . 6 . 28	組合担当 阪上主事	公印	
	起案者	発送 6/28 件名 目録登載		

件名
住民票の写しの請求について
(中小企業等協同組合の設立に係る事前調査)

伺い 案のとおり請求しております。

(米)

9 商 第 385 号
平成 29 年 6 月 28 日

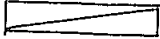
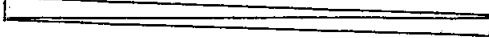


様

京都府商工労働観光部商業・経営支援課長

住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称	京都府商工労働観光部商業・経営支援課
現に請求の任に当たっている職員	【職名】主事 【氏名】阪上 舞
請求に係る者	【氏名】  【住所】 
請求通数	1 通
記載証明事項以外の記載事項	■本籍地及び筆頭者
請求事由	【根拠法】中小企業等協同組合法第 27 条の 2 第 4 項 中小企業等協同組合に係る設立認可事務を遂行するにあたり必要なため。
送付先等（機関の所在地）	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 （電話）075-414-4826（FAX）075-414-4870